

竜王町漏水による水道料金の減額処理基準に関する規程（平成28年3月31日水道事業管理規程第1号）

最終改正:令和4年3月31日水道事業管理規程第4号

改正内容:令和4年3月31日水道事業管理規程第4号 [令和4年4月1日]

○竜王町漏水による水道料金の減額処理基準に関する規程

平成28年3月31日水道事業管理規程第1号

改正

令和3年3月25日水道事業管理規程第2号

令和4年3月31日水道事業管理規程第4号

竜王町漏水による水道料金の減額処理基準に関する規程

（趣旨）

第1条 この規程は、竜王町給水条例（平成10年竜王町条例第10号。以下「条例」という。）第33条の規定に基づき、町長が特別の理由があると認める給水装置（配水管への取付口から水道メーターまでの間を除く。以下同じ。）の漏水による水道料金の減額（以下「漏水減額」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（漏水減額の対象）

第2条 水道の利用者または管理人もしくは給水装置の所有者（以下「水道利用者等」という。）が給水装置を条例第21条に定める善良な管理者の注意をもって管理していたにもかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、町長は、漏水減額を行うことができる。

（1）地下漏水、床下漏水等発見の困難な箇所での漏水であり、かつ、不可抗力の事由に起因するとき。

（2）特殊な原因による漏水で、町長が特に必要があると認めるとき。

（漏水減額の対象外）

第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、漏水減額を行うことはできない。

（1）給水装置工事施工後1年以内であり、かつ、施工上の欠陥により漏水したとき。

（2）水道利用者等の故意または過失による原因で漏水したとき。

（3）条例第5条第1項に定める給水装置の新設等の申込みがなされていないとき。

（4）水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項に定める町長が指定した指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施工または修理を行っていないとき。ただし、町長がやむを得ないと認める場合を除く。

（5）給水装置が竜王町給水条例施行規則（平成10年竜王町規則第4号）第7条に定める構造および材質に適合していないとき。

（6）漏水が明らかであるにもかかわらず、水道利用者等が放置して修理を行わなかったとき。

（7）町が管理する施設で漏水したとき。

（漏水量の算出）

第4条 漏水量は、漏水期における各月の実際の使用水量から認定水量を差し引いた水量とする。

2 認定水量は、前年同期における各月の使用水量とする。ただし、これにより難いと認められるときは、漏水期前1年以内の平均使用水量または漏水修理完了後における正常な使用水量とする。

（漏水減額の対象となる水量および料金）

第5条 漏水減額の対象となる水量は、前条の規定により算出した漏水量の2分の1を限度として算定し、水量に1立方メートル未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 漏水減額の対象となる水道料金は、当初の調定額と前項の規定により算定した水量をもって再計算した料金との差額とする。

（漏水減額の限度）

第6条 漏水減額の対象期間は、漏水が長期にわたる場合であっても、修理日前直近4箇月を限度とする。

（減額の申請、決定の通知等）

第7条 漏水修理工事は、指定給水装置工事事業者が施工するものとし、漏水減額を受けようとする水道利用者等は、工事完了後速やかに水道料金減額申請書（別記様式第1号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査のうえ漏水減額の可否を決定し、その結果を水道料金減額（還付・充当）通知書（別記様式第2号）または水道料金減額不能通知書（別記様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

3 町長は、漏水減額した料金を、還付または翌期以降の水道料金もしくは未収の水道料金に充当するものとする。

（その他）

第8条 この規程の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（令和3年3月25日水道事業管理規程第2号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

付 則（令和4年3月31日水道事業管理規程第4号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

水道料金減額申請書

年 月 日

竜王町長

申請者 住 所
氏 名
電 話

私が所有（使用）する給水装置において漏水が発生し、下記のとおり修理が完了しましたので、竜王町漏水による水道料金の減額処理基準に関する規程第7条第1項の規定に基づき、水道料金の減額を申請します。

なお、今後も引き続き善良な管理者の注意をもって給水装置の維持管理に努めますので、水道料金の減額について格別のご配慮をお願いします。

記

- 1 給水装置の設置場所
- 2 漏水箇所
- 3 修理年月日
- 4 漏水原因
- 5 修理内容
- 6 添付書類 漏水箇所の修理前および修理後の写真
- 7 その他

上記のとおり漏水修理が完了したことを証明します。

竜王町指定給水装置工事事業者 氏名または名称

代 表 者 _____ 印

第 号
年 月 日

様
お客様番号 (-)

竜王町長

印

水道料金減額不能通知書

年 月 日付けで申請のあった水道料金の減額申請について、下記の理由により減額を行わないことと決定しましたので、竜王町漏水による水道料金の減額処理基準に関する規程第7条第2項の規定により通知します。

記

減額を行わないこととした理由
